

令和 7 年度大船渡市木造住宅耐震診断支援事業実施要領

1 事業の目的

耐震診断士による耐震診断を実施する場合に、予算の範囲内において当該耐震診断に要する費用の一部を助成することにより、旧耐震基準で建てられている市内の木造住宅の地震に対する安全性の確保、及び耐震改修に対する意識向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的としています。

2 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会が発行している「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて、木造住宅の地震に対する安全性を「一般診断」で評価することをいいます。

3 耐震診断士

市が実施する木造住宅耐震診断支援事業の診断士として岩手県が認定した者をいいます。

4 実施主体

この事業の実施主体は大船渡市ですが、耐震診断士の派遣から耐震診断の実施及び結果報告までを一般社団法人岩手県建築士会に委託します。

5 対象住宅

次のいずれにも該当する住宅

- (1) 大船渡市内にある木造住宅で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建て住宅、又は増改築された際、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された部分が、既存不適格建築物の増改築等に係る緩和措置を受けているもの
- (2) 在来軸組工法又は伝統的工法の木造住宅
- (3) 専用住宅若しくは住宅部分が 1/2 以上の併用住宅で 2 階以下のもの
- (4) 過去に同じ制度、又は他の制度による耐震診断を受けていないもの

6 耐震診断に要する費用及び助成額、並びに募集件数

- (1) 費用及び助成額

1 件あたり 31,429 円（消費税込）にて耐震診断を行います。耐震診断士の派遣に要する費用の一部を市が負担します。

【市が負担する費用】 28,286 円（消費税込）

※ 市から委託先の一般社団法人岩手県建築士会に直接支払います。

【耐震診断を受けた者が負担する費用】 3,143 円 (消費税込)

※ 耐震診断を受けた者が、派遣された耐震診断士に直接支払ってください。

(2) 募集件数

今年度の募集件数 7 件

7 申込手続き等

(1) 申込受付

大船渡市都市整備部住宅管理課に直接申込してください。

- ・ TEL 0192-27-3111 (内線 322)
- ・ 郵送、FAXでの申込はできません。
- ・ 受付は必要書類が全て揃わなければ受付できません。事前に相談、申込があっても書類に不備がある場合は受付したとはみなしません。

(2) 申込に必要な書類等

- ・ 大船渡市木造住宅耐震診断申込書
- ・ 建築確認済証、又は検査済証の写し
- ・ 建物登記全部事項証明書、又は固定資産税納税通知書の写し
- ・ 当該住宅の案内図
- ・ 当該住宅の各階平面図 (建築確認申請等の図面があればその写し)
- ・ 2面以上の外観写真
- ・ 申込者の住所、氏名を確認できる書類 (運転免許証の写し等)
- ・ 既存不適格建築物の増改築等に係る緩和措置を受けている場合は、それを確認できる書類

(3) 申込受付期間

令和7年5月20日(火)～令和7年12月26日(金)

※ ただし、予算が無くなり次第、受付を終了します。

申込受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日・祝日を除く)

(4) 診断実施決定及び診断却下決定

申込があったときは、その内容について審査し、診断の実施を決定した場合は、木造住宅耐震診断実施決定通知書にて通知(送付)します。

診断を実施しないことを決定した場合は、木造住宅耐震診断却下決定通知書にて通知(送付)します。

(5) 診断実施決定の取り消し

交付の決定を受けた後に、次のいずれかに該当した場合は診断実施決定を取り消し、木造住宅耐震診断取消通知書にて通知（送付）します。

- ・ 偽りその他不正な手段により、診断実施決定を受けた場合
- ・ 市長が特に不相当と認める事由が生じた場合

(6) 診断結果の通知

耐震診断の結果が判明次第、その結果について木造住宅耐震診断結果通知書にて通知（送付）します。

(7) その他

当該事業に係る疑問等を解決するため、Q & A集を作成し随時更新します。（大船渡市ホームページに掲載）